

交付対象者

補助金の交付対象者は、下記に掲げる者で、市税を滞納していない者とします。

※収益事業を行わない特定非営利活動法人は対象外となります。

	補助対象者
事業承継 支援	市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人であって、支援機関からの支援を受けて事業承継を行う者又は支援機関からの支援を受けて事業承継を行った者のうち、事業承継の完了日から起算して1年以内に設備導入を行う者

補助対象者の補足

No.	○交付対象者	×交付対象外
1	市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人であって、支援機関からの支援を受けて事業承継を行う者	市外に住所を有する個人又は市外に事業所を有する法人
2	支援機関（商工会、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター）の支援を受けて事業承継を行う者	支援機関の支援を受けずに事業承継を行う者
3	事業承継の完了日から起算して1年以内に設備導入を行う者	事業承継の完了日から1年以上経過し、設備導入を行う者